

官報

号外
昭和四十三年十二月二十一日

○第六十回 参議院會議録第四号

昭和四十三年十二月二十一日(土曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第五号

昭和四十三年十二月二十一日

午前十時開議

第一 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 日本放送協会昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第九 養護教諭を各学校に必置するとともに養護教諭養成機関設置促進に関する請願(二十件)

第一〇 自閉症児の教育的措置の整備に関する請願(二件)

第一 果実等災害に対する救助措置に関する請願

第二 第四次漁港整備計画策定促進に関する請願

第三 真珠産業不況打開に関する請願

第四 バナナ等輸入果実の抑制に関する請願

第五 漁港の整備促進等に関する請願

第六 農民年金制度確立に関する請願

第七 食糧管理制度の改善反対に関する請願(八件)

第八 自動車損害賠償責任保険料及び自動車保険料の所得税法上控除に関する請願

第九 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(六十五件)

第二〇 葉たばこ生産振興のため盛岡原料工場建設促進に関する請願

第二一 学費の所得控除に関する請願

第二二 採石法の改正に関する請願

第二三 硫黄鉱業政策の早期確立等に関する請願

第二四 国鉄信託線の存続に関する請願

第二五 総野線国鉄新線建設予定線編入に関する請願(五件)

第二六 国鉄宮原線、高森線、湯前線及び山野線の存続に関する請願

第二七 鉄道新線建設促進等に関する請願

第二八 国鉄小本線及び八戸線(飯久慈間)の

存続に関する請願

第二九 内子線・宇和島線の存続に関する請願

第三〇 国鉄会津線及び日中線の廃止反対に関する請願

第三一 国鉄会津線、日中線及び川俣線の廃止反対に関する請願

第三二 東北縦貫自動車道八戸線の建設促進に関する請願

第三三 物価値上げ反対等に関する請願(四件)

第三四 同和対策促進の特別措置法早期制定等に関する請願

第三五 厚生年金保険法及び国民年金法の改正に関する請願

第三六 戦没未処遇者の援護措置に関する請願

第三七 無認可保育所が認可施設に移行する際の法人化のわく撤廃に関する請願(四件)

第三八 国民年金制度の改善に関する請願(二件)

第三九 原子爆弾被災者対策に関する請願(二件)

第四〇 国民年金の老齢福祉年金増額、所得制限の撤廃及び医療保障に関する請願(二件)

第四一 自閉症児の治療施設の整備に関する請願(三件)

第四二 身体障害者の生活保護等に関する請願

第四三 ハンセン氏病療養者の日用品費増額等に関する請願

第四四 簡易水道国庫補助金の増額に関する請願

第四五 未婚者の調査並びに留守家族の援護に関する請願(四件)

第四六 各種福祉年金の併給限度撤廃に関する請願

第四七 ソ連長期抑留者処遇に関する請願

第四八 国民健康保険の財政強化等に関する請願

第四九 清掃事業の地方自治体直営化等による転廃業清掃業者に対する補償救済に関する請願

第五〇 厚生年金保険及び国民年金制度改善に関する請願(二件)

第五一 生活協同組合の強化等に関する請願

第五二 昭和四十四年度社会福祉予算増額等に関する請願(二件)

第五三 医療保険制度の改正に関する請願

第五四 貧困者の生活の擁護等に関する請願

第五五 同和対策特別措置法制定に関する請願

第五六 日雇労働者健康保険法の改正に関する請願

第五七 むちうち症等交通災害者の治療の保障等に関する請願(十七件)

第五八 ドライブインにおいて酒類の販売を禁ずる法律の制定に関する請願(八件)

第五九 地方交付税率引下げ反対に関する請願(六件)

第六〇 地方事務官制度の廃止に関する請願(四件)

第六一 国鉄納付金制度廃止反対に関する請願

第六二 後進地域に対する財源賦与の充実強化に関する請願

第六三 軍人恩給の改善に関する請願(七件)

第六四 元清鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(九件)

第六五 恩給処遇の不合理等は正にに関する請願

第六六 人事院勧告に伴う給与改定と財源措置に関する請願(二件)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第六六まで

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

大蔵委員 藤田 正明君
文教委員 春日 正一君
農林水産委員 向井 長年君
商工委員 田淵 哲也君
運輸委員 江藤 智君
建設委員 小笠原貞子君
予算委員 上林繁次郎君
決算委員 二宮 文造君
同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 佐藤 隆君 (平泉渉君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案 (太田一夫君外七名提出)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案 (太田一夫君外七名提出)

一昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員

内藤三郎君
春日 正一君

農林水産委員

宮崎 正雄君
小笠原貞子君

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員

宮崎 正雄君
小笠原貞子君

同

内藤三郎君
春日 正一君

農林水産委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害及び交通対策特別委員 杉原 一雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員 加瀬 完君

同日委員長から左の報告書が提出された。

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和三十四年十二月二十一日 参議院会議録第四号 議長の報告

決報告書

大蔵委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

商工委員会請願審査報告書(第一号)

運輸委員会請願審査報告書(第一号)

昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

文教委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

文教委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

公職選挙法改正に関する特別委員

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

項後段の規定による通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は閉会中左の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、国の防衛に関する件

四、公務員の制度及び給与に関する件

五、栄典に関する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案(神近市子君外七名提出、第五十八回国会衆法第三号)

二、刑事補償法等の一部を改正する法律案(横山利秋君外七名提出、第五十八回国会衆法第三号)

三、裁判所の司法行政に関する件

四、法務行政及び検察行政に関する件

五、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国の会計に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、金融に関する件

五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件

八、専売事業に関する件

九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 議長の報告

文教委員会

- 一、文教行政の基本施策に関する件
 - 二、学校教育に関する件
 - 三、社会教育に関する件
 - 四、体育に関する件
 - 五、学術研究及び宗教に関する件
 - 六、国際文化交流に関する件
 - 七、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会
- 一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、第五十八回国会衆法第九号)
 - 二、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、第五十八回国会衆法第一〇号)
 - 三、家内労働法案(河野正君外十一名提出、第五十八回国会衆法第一一号)
 - 四、港湾労働法の一部を改正する法律案(島本虎三君外十一名提出、第五十八回国会衆法第二六号)
 - 五、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(田邊誠君外十一名提出、第五十八回国会衆法第二七号)
 - 六、労働基準法の一部を改正する法律案(河野正君外四名提出、第五十八回国会衆法第三四号)
 - 七、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(加藤万吉君外十一名提出、第五十八回国会衆法第三七号)
 - 八、柔道整復師法案(齋藤邦吉君外十九名提出、第五十八回国会衆法第四〇号)
 - 九、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(齋藤邦吉君外五名提出、第五十八回国会衆法第四五号)
 - 一〇、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
 - 一一、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

農林水産委員会

- 一二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
 - 一、国有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第八八号)
 - 二、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第八九号)
 - 三、農業振興地域の整備に関する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第一〇一号)
 - 四、農林水産業の振興に関する件
 - 五、農林水産物に関する件
 - 六、農林水産業団体に関する件
 - 七、農林水産金融に関する件
 - 八、農林漁業災害補償制度に関する件
- 商工委員会
- 一、日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、第九号)
 - 二、通商産業の基本施策に関する件
 - 三、経済総合計画に関する件
 - 四、公益事業に関する件
 - 五、鉱工業に関する件
 - 六、商業に関する件
 - 七、通商に関する件
 - 八、中小企業に関する件
 - 九、特許に関する件
 - 一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 運輸委員会
- 一一、鉱業と一般公益との調整等に関する件
 - 一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第四四号)
 - 二、都市鉄道整備促進法案(久保三郎君外九名提出、第五十八回国会衆法第二八号)
 - 三、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(久保三郎君外十四名提出、第五十八回国会衆法第三五号)

建設委員会

- 四、陸運に関する件
 - 五、海運に関する件
 - 六、航空に関する件
 - 七、日本国有鉄道の経営に関する件
 - 八、港湾に関する件
 - 九、海上保安に関する件
 - 一〇、観光に関する件
 - 一一、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、通信行政に関する件
 - 二、郵政事業に関する件
 - 三、郵政監察に関する件
 - 四、電気通信に関する件
 - 五、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第九七号)
 - 二、土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案(内海清君外一名提出、第五十八回国会衆法第二〇号)
 - 三、国土計画に関する件
 - 四、地方計画に関する件
 - 五、都市計画に関する件
 - 六、河川に関する件
 - 七、道路に関する件
 - 八、住宅に関する件
 - 九、建築に関する件
 - 一〇、建設行政の基本施策に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
 - 二、予算委員会運営の改善に関する件
- 決算委員会
- 一、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和四十一年度政府関係機関決算書

昭和三十九年度国有財産増減及び現在額
総計算書

- 二、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額
総計算書
 - 三、昭和四十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
 - 四、歳入歳出の実況に関する件
 - 五、国有財産の増減及び現況に関する件
 - 六、政府関係機関の経理に関する件
 - 七、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件
 - 八、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
 - 二、議長よりの諮問事項
 - 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
 - 二、公職選挙法改正に関する件
 - 三、科学技術振興対策特別委員会
 - 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(篠田弘作君外三名提出、第五十五回国会衆法第二九号)
 - 二、公職選挙法改正に関する件
 - 一、科学技術振興対策特別委員会
 - 一、科学技術振興対策に関する件
 - 一、石炭対策特別委員会
 - 一、石炭対策に関する件
 - 一、産業公害対策特別委員会
 - 一、産業公害対策に関する件
 - 一、物価問題等に関する特別委員会
 - 一、物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外九名提出、第五十五回国会衆法第二三三号)
 - 二、物価問題等に関する件
 - 一、交通安全対策特別委員会
 - 一、交通安全対策に関する件
 - 沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(川崎寛治君外九名提出、第五十五回国会衆議院第三号)

二、沖繩県に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法案(多賀谷真穂君外七名提出、第五十五回国会衆議院第三号)

三、沖縄及び北方問題に関する件

○議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についておはかりいたします。

内閣から、中央更生保護審査会委員に、一本頼太郎君、藤野庄蔵君を、

旧軍港市固有財産処理審査会委員に、江澤省三君、櫛田光男君、佃正弘君、角村克己君、湯藤実則君を、

社会保険審査会委員長に久下勝次君を、商品取引所審査会会長に近藤止文君、同委員に、岡田覺夫君、上林正矩君、深見義一君、森長英君を、

電波監理審査会委員に瀧澤秀雄君を任命することについて、本院の同意を求めています。

まず、中央更生保護審査会委員、旧軍港市固有財産処理審査会委員、社会保険審査会委員、電波監理審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、商品取引所審査会会長及び同委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長津島文治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年十二月二十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度における地方公務員等共

済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条の見出し中「昭和四十二年九月三十日以前」を削り、同条第七項中「第五項を」第七項に改め、同条中同項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「から前項まで」を「及び第三項から前項まで」に改め、「年金を含む」の下に「次項において「地方公共団体の長等の退職年金等」というを加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項から第五項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項各号列記以外の部分」を「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては、第一項各号列記以外の部分」に、「として、同項」を「とし、昭和四十三年十月分以後については、前項において準用するものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条列の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条列の給料年額で次項の規定により読み替えられたもの、その年額を恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号)附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」と

あるのは「仮定共済法の給料年額で次項の規定により読み替えられたもの、その額を十二で除して得た額を別表第三の二に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、第一項又は前項に、「応じ、同項」を「応じ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「一・四四」と、同項第二号中「仮定給料年額を求めた」とあるのは「仮定給料年額を求め、更に、当該仮定給料年額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた」と、同項第三号中「仮定給料を求めた」とあるのは「仮定給料を求め、更に、当該仮定給料で別表第二の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求めた」と読み替えるものとする。

あるのは「仮定共済法の給料年額で次項の規定により読み替えられたもの、その額を十二で除して得た額を別表第三の二に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、第一項又は前項に、「応じ、同項」を「応じ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

六四

別表第一の備考中「百分の百三十二」を「一・三三二」に、「五十円」を「五〇円」に、「百円」を「一〇〇円」に改め、同表の次に次の一表を加える。
別表第一の二

別表第一の仮定給料年額	仮定給料年額
一一三、五〇〇円	一二三、八〇〇円
一一六、六〇〇	一二七、二〇〇
一一九、四〇〇	一三〇、二〇〇
一二三、二〇〇	一三四、四〇〇
一二五、五〇〇	一三六、九〇〇
一二九、九〇〇	一四一、七〇〇
一三六、二〇〇	一四八、六〇〇
一四二、八〇〇	一五五、八〇〇
一四九、三〇〇	一六二、八〇〇
一五六、〇〇〇	一七〇、二〇〇
一六二、五〇〇	一七七、二〇〇
一六九、一〇〇	一八四、四〇〇
一七三、四〇〇	一九一、一〇〇
一七七、五〇〇	一九三、七〇〇
一八二、四〇〇	一九九、〇〇〇
一八九、三〇〇	二〇六、五〇〇
一九五、一〇〇	二一二、九〇〇
二〇〇、八〇〇	二一九、〇〇〇
二〇七、五〇〇	二二六、三〇〇
二一四、三〇〇	二二三、八〇〇
二二一、七〇〇	二四一、八〇〇
二二九、一〇〇	二五〇、〇〇〇
二三八、五〇〇	二六〇、二〇〇
二四四、二〇〇	二六六、四〇〇
二五一、九〇〇	二七四、八〇〇
二五九、三〇〇	二八二、八〇〇
二七四、一〇〇	二九九、〇〇〇
二七八、〇〇〇	三〇三、二〇〇
二八九、二〇〇	三一五、五〇〇
三〇四、三〇〇	三三一、九〇〇
三三〇、九〇〇	三五〇、〇〇〇
三三九、三〇〇	三五九、三〇〇
	三三七、四〇〇
	三四九、〇〇〇
	三五五、七〇〇
	三七五、五〇〇
	三八五、三〇〇
	三九五、五〇〇
	四一五、三〇〇
	四三三、〇〇〇
	四四〇、三〇〇
	四四六、七〇〇
	四八〇、〇〇〇
	五〇三、一〇〇
	五一七、四〇〇
	五三一、四〇〇
	五五九、六〇〇
	五八七、八〇〇
	五九三、五〇〇
	六一五、九〇〇
	六四四、二〇〇
	六七二、四〇〇
	七〇〇、五〇〇
	七一八、二〇〇
	七三七、一〇〇
	七七三、五〇〇
	八一〇、三〇〇
	八二八、七〇〇
	八四六、七〇〇
	八八三、一〇〇
	八九九、八〇〇
	九一九、六〇〇
	九五六、一〇〇
	九九五、八〇〇
	一、〇一六、三〇〇
	一、〇三五、七〇〇
	一、〇五六、〇〇〇
	一、〇七五、六〇〇
	一、一一五、三〇〇
	三六八、〇〇〇
	三八〇、八〇〇
	三八八、一〇〇
	四〇九、七〇〇
	四二〇、四〇〇
	四三一、四〇〇
	四五三、〇〇〇
	四七四、七〇〇
	四八〇、四〇〇
	四九八、二〇〇
	五二三、七〇〇
	五四八、九〇〇
	五六四、五〇〇
	五七九、七〇〇
	六一〇、四〇〇
	六四一、三〇〇
	六四七、四〇〇
	六七一、九〇〇
	七〇二、七〇〇
	七三三、六〇〇
	七六四、二〇〇
	七八三、五〇〇
	八〇四、一〇〇
	八四三、八〇〇
	八八三、九〇〇
	九〇四、一〇〇
	九二三、六〇〇
	九六三、四〇〇
	九八一、六〇〇
	一、〇〇三、二〇〇
	一、〇四三、〇〇〇
	一、〇八六、四〇〇
	一、一〇八、七〇〇
	一、一二九、八〇〇
	一、一五二、〇〇〇
	一、一七三、四〇〇
	一、二一六、七〇〇

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の仮定給料年額が一・三、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・三二分の一・四四を乗じて得た額（その額に五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の一

別表第二の仮定給料	仮定給料
九、四六〇円	一〇、三二〇円
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、一〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇
一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、七七〇
一四、〇九〇	一五、三七〇
一四、四五〇	一五、七六〇
一四、七九〇	一六、一四〇
一五、二〇〇	一六、五八〇
一五、七八〇	一七、二一〇
一六、二六〇	一七、七四〇
一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	二〇、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、八八〇	二一、六八〇
二〇、三五〇	二二、二〇〇

二〇、九九〇	一二、九〇〇
二一、六一〇	一三、五七〇
二二、八四〇	一四、九二〇
二三、一七〇	一五、二七〇
二四、一〇〇	一六、二九〇
二五、三六〇	一七、六六〇
二六、七四〇	一九、一七〇
二七、四四〇	一九、九四〇
二八、一二〇	二〇、六七〇
二九、〇八〇	三一、七三〇
二九、六四〇	三二、三四〇
三一、二九〇	三四、一四〇
三二、一一〇	三五、〇三〇
三二、九六〇	三五、九五〇
三四、六一〇	三七、七五〇
三六、二七〇	三九、五六〇
三六、六九〇	四〇、〇三〇
三八、〇六〇	四一、五二〇
四〇、〇〇〇	四三、六四〇
四一、九三〇	四五、七四〇
四三、一二〇	四七、〇四〇
四四、二八〇	四八、三一〇
四六、六三〇	五〇、八七〇
四八、九八〇	五三、四四〇
四九、四六〇	五五、九五〇
五一、三三〇	五八、五六〇
五三、六八〇	六一、一三〇
五六、〇三〇	六三、六八〇
五八、三八〇	六五、二九〇
五九、八五〇	六七、〇一〇
六一、四三〇	七〇、三二〇
六四、四六〇	七三、六六〇
六七、五三〇	七五、三四〇
六九、〇六〇	七六、九七〇
七〇、五六〇	八〇、二八〇
七三、五九〇	八一、八〇〇
七四、九八〇	

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

六六

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・三三三の一・四四を乗じて得た金額（一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二

別表第二の二の仮定給料	第 一 欄	第 二 欄
一〇、三三〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、一〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一、〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一、〇五〇	一、八五〇
一五、三七〇	一、〇九〇	一、九三〇
一五、七六〇	一、一二〇	一、九八〇
一六、一四〇	一、一四〇	二、〇二〇
一六、五八〇	一、一八〇	二、〇七〇
一七、二一〇	一、二二〇	二、一五〇
一七、七四〇	一、二六〇	二、二二〇

一八、二五〇	一、二九〇	二、二八〇
一八、八六〇	一、三三〇	二、三六〇
一九、四八〇	一、三八〇	二、四三〇
二〇、一五〇	一、四三〇	二、五二〇
二〇、八三〇	一、四八〇	二、六〇〇
二一、六八〇	一、五三〇	二、七一〇
二二、二〇〇	一、五八〇	二、七八〇
二二、九〇〇	一、六三〇	二、八七〇
二三、五七〇	一、六八〇	二、九五〇
二四、九二〇	一、七七〇	三、一二〇
二五、二七〇	一、七九〇	三、一六〇
二六、二九〇	一、八六〇	三、二八〇
二七、六六〇	一、九六〇	三、四六〇
二九、一七〇	二、〇七〇	三、六五〇
二九、九四〇	二、一二〇	三、七四〇
三〇、六七〇	二、一八〇	三、八三〇
三一、七三〇	二、二四〇	三、九七〇
三二、一四〇	二、二九〇	四、〇四〇
三三、〇三〇	二、四二〇	四、二七〇
三五、九五〇	二、四八〇	四、三八〇
三七、七五〇	二、五五〇	四、四九〇
三九、五六〇	二、六八〇	四、七二〇
四〇、〇三〇	二、八〇〇	四、九五〇
四一、五二〇	二、八三〇	五、〇〇〇
四三、六四〇	二、九四〇	五、一九〇
四五、七四〇	三、〇九〇	五、四五〇
四七、〇四〇	三、二四〇	五、七二〇
四八、三一〇	三、三三〇	五、八八〇
五〇、八七〇	三、四三〇	六、〇四〇
五三、四四〇	三、六一〇	六、三六〇
五五、九九〇	三、七八〇	六、六八〇
五八、五六〇	三、八三〇	六、七四〇
六一、一三〇	三、九七〇	七、〇〇〇
六三、六八〇	四、一五〇	七、三三〇
六五、二九〇	四、三三〇	七、六四〇
	四、五一〇	七、九六〇
	四、六三〇	八、一六〇

別表第二の二の仮定給料の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一四四分の一〇・二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一四四分の一八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

「及び昭和四十三年度」を加え、「除く。」及び第

第八條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

組合員期間が二十年未満の更新組合員で施

十九年以上二十年未満	施行日前の条例在職年が二十年未満である者	十九年
十八年以上十九年未満	施行日前の条例在職年が九年以上である者	十八年
	施行日前の条例在職年が九年未満である者	十九年
十八年未満	施行日前の条例在職年が十一年以上である者	十七年
	施行日前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十八年
	施行日前の条例在職年が五年未満である者	十九年

第九十五条第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

3 前項及び次条に定めるもののほか、第一項において準用する第八条第二項その他のこの法律の規定又は新法第八十条その他の新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十七条第一項及び第三項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。

第百四十一条第二項中「地方公共団体の議会の議員」の下に「（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）」を加え、「地方議会議員の」

を当該に改める。

第百四十二条中「減額すべきこととされている額」の下に「(前条第二項の政令で定める者としての在職期間に係るこれに相当する額を含む。)」を加える。

別表第二中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、

第五十八条中「第二項を」を「同条第三項を」に、「第八条第三項」を「第八条第三項」に改め、四〇〇〇円に、「二六九、二〇〇円」を「一七八、四

昭和四十二年十二月二十一日 参議院會議録第四号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律 六八

〇〇円に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七條の改正規定並びに附則第三条及び第四條の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三條の三第一項、第四十一條、第五十七條第七項及び第八項、第九十五條並びに別表第二の規定並びに次条及び附則第六條の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(多額所得による恩給組合法の退職料又は新法の退職年金の停止に関する経過措置)

第二条 改正後の施行法第三條第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法例の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法例の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合法例の規定又は改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)第三條の三第一項第五号の規定の例により支給することができる額を下ることではない。

2 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号。以下「法律第四十八号」という。)による改正後の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七條第三項(同法第五十五條第一項、第七十三條第二項、第八十六條、第一百六十六條第二

項及び第二百一十一條において準用する場合を含む。)、第五十七條第七項及び第八項(同法第五十八條において準用する場合を含む。))並びに第九十五條第二項及び第三項(同法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することができる額を下ることはない。

(外国政府職員期間等の組合員期間への算入に伴う経過措置)

第三条 改正前の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項各号に掲げる者を含む。が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第四十八号による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「改正後の法律第五十五号」という。))附則第四十二條第一項第三号(同法附則第四十三條において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法例の規定を適用するとし、たならば退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和四十四年一月分から、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、改正後の法律第五十五號附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者について、適用しない。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

という。)を受ける権利を有し、かつ、改正前の施行法第十條第四号の期間(同法第三百一十一條第二項第二号の期間を含む。))で改正後の法律第五十五號附則第四十二條第一項第三号の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正前の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。))若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十三年十二月三十一日において改正前の施行法第十條第四号(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受け

る権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五號附則第四十二條第一項第三号の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

(更新組合員等に係る退職年金の受給資格に關する経過措置)

第五条 改正後の施行法第八條第二項(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定は、当該規定に規定する者がこの法律の公布の日前に退職した場合については、適用しない。

第六條 改正後の施行法第四十一條(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。))及び別表第二の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(厚生保險特別會計法の一部改正)

第七條 厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

〔津島文治君登壇、拍手〕

○津島文治君 ただいま議題となりました法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和四十二年に実施した地方公務員等共済組合法に基づく年金の額の改定について、恩給法等の改正内容に準じて必要な措置を講ずるとともに、年金条例職員であつた組合員の退職年金の受給資格の特例についても所要の改善を行なう等を、おもな内容とするものであります。

委員会における審査の詳細は、會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同提出による附帯決議案を、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案。

日程第三、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案。

日程第四、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案。

日程第五、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長井川伊平君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年十二月二十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「七年以内」を「十五年以内」に改め、同項第一号中「二万円」を「三万円」

に改める。

第十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「利用し、且つ、」を「利用して」に、「交通機関等を利用しない」を「交通機関等を利用しない」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同項第二号中前号の規定に該当する職員及び「を」自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、「職員を除く」を「及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同項に次の一を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く)。

第十二条第二項を次のように改める。

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一(その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円)を二千四百円に加算した額)

二 前項第二号に掲げる職員 六百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、七百円)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の

使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一(その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円)を二千四百円に加算した額)、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

第十九条の二第一項中「宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合にあつては、七百六十五円」を「人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千円」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、その額は、七百六十五円(人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千五百円)をこえない範囲内において人事院規則で定める額とする。

第十九条の二第二項中「合計額」の下に「三月に支給する場合においては百分の五十」を加え、「百分の百」を「百分の九十」に、「百分の二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次の各号に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職		期 間	割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	三箇月	六箇月	百分の百
	二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
	一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
	一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十九条の四第一項中、「三月一日」を削り、「次の各号に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「一月以内」を「二箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる基準日の区分に応ずる割合」を「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十」に改め、

各号を削る。

第二十二條第一項中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。

第二十三條第七項中「一月以内」を「二箇月以内」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,000	69,600				30,500	26,300	19,100
2	99,700	73,200	60,600	49,500	39,000	32,300	27,600	20,000
3	104,400	76,800	63,400	52,100	41,400	34,100	29,000	21,000
4	109,200	80,400	66,200	54,700	43,800	36,200	30,500	22,000
5	114,000	84,000	69,100	57,300	46,200	38,300	32,100	23,000
6	118,800	87,700	72,000	60,000	48,700	40,500	33,700	24,100
7	123,600	91,400	74,900	62,700	51,200	42,700	35,500	25,200
8	128,400	95,100	77,800	65,400	53,800	44,900	37,300	26,300
9	133,200	98,800	80,700	68,100	56,400	47,100	39,100	27,400
10	138,000	102,300	83,600	70,800	59,000	49,300	40,900	28,500
11	141,800	105,600	86,200	73,400	61,600	51,500	42,700	29,600
12	144,500	108,600	88,800	76,000	63,900	53,700	44,500	30,700
13	147,200	110,700	91,400	78,400	66,100	55,900	46,300	31,800
14	149,500	112,800	94,000	80,800	67,900	57,900	47,300	32,900
15	151,800	114,900	96,000	83,000	69,400	59,900	48,300	33,800
16			98,000	85,200	70,600	61,100		34,600
17				87,100	71,700	62,200		35,400
18				89,000	72,800	63,200		
19					73,900	64,200		
20						65,200		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	38,700	30,200	26,200	19,400	16,600
2	40,500	31,800	27,500	20,400	17,200
3	42,300	33,400	28,800	21,400	17,900
4	44,200	35,100	30,200	22,400	18,600
5	46,200	36,900	31,600	23,600	19,400
6	48,200	38,700	33,000	24,900	20,300
7	50,200	40,500	34,400	26,200	21,200
8	52,100	42,100	35,900	27,500	22,200
9	54,000	43,700	37,400	28,800	23,200
10	55,700	45,300	38,800	30,100	24,400
11	57,400	46,900	40,200	31,400	25,600
12	59,000	48,500	41,600	32,500	26,800
13	60,600	50,100	43,000	33,600	28,000
14	62,200	51,700	44,400	34,600	29,200
15	63,800	53,300	45,800	35,600	30,300
16	65,400	54,400	47,000	36,600	31,100
17	66,700	55,500	48,200	37,500	31,900
18	67,900	56,600	49,400	38,400	32,700
19	69,100	57,600	50,200	39,200	33,500
20	70,200	58,600	51,000	40,000	34,200
21	71,300	59,600	51,800	40,800	34,900
22	72,300	60,500	52,600	41,600	35,600
23	73,300	61,400	53,400	42,400	36,300
24	74,300	62,300	54,200	43,100	37,000
25	75,300	63,200	55,000	43,800	37,700
26	76,300			44,500	38,400
27					39,100
28					39,800
29					40,500
30					41,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 80,400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 35,100	円 29,000	円 21,100
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,000
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,000
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	24,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,500	25,200
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,300	26,300
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,100	27,400
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	40,900	28,500
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	42,700	29,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,500	30,700
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,300	32,100
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,100	33,500
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	49,900	34,600
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	50,900	35,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	64,500	51,900	36,400
16			104,600	92,200	77,200	65,500		
17			106,600	94,100	78,300	66,500		
18				96,000	79,400			
19				97,900	80,500			
20				99,800				
21				101,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 80,400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 29,000	円 25,300	円 22,600
2	84,000	73,200	67,000	56,300	40,500	31,000	26,400	23,500
3	87,700	76,800	69,900	58,900	42,900	33,100	27,500	24,400
4	91,400	80,400	72,800	61,600	45,300	35,300	29,000	25,300
5	95,100	84,000	75,700	64,300	47,800	37,500	30,900	26,400
6	98,800	86,900	78,600	67,000	50,300	39,700	33,000	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	52,900	41,900	35,100	29,000
8	105,800	92,700	84,400	72,400	55,500	44,100	37,200	30,800
9	109,000	95,400	87,300	75,100	58,100	46,300	39,300	32,800
10	112,000	98,100	90,200	77,800	60,700	48,500	41,400	34,800
11	115,000	100,800	92,800	80,400	63,300	50,700	43,500	36,900
12	118,000	103,500	95,400	83,000	65,900	52,900	45,600	39,000
13	120,200	105,800	98,000	85,400	68,500	55,100	47,700	41,100
14	122,400	107,800	100,600	87,800	70,800	57,300	49,800	43,200
15		109,800	102,600	90,000	73,000	59,500	51,900	45,300
16			104,600	92,200	74,700	61,700	54,000	47,400
17			106,600	94,100	76,200	63,900	56,100	49,500
18				96,000	77,700	66,100	58,200	51,600
19				97,900	78,800	67,600	60,300	53,700
20				99,800	79,900	69,100	62,400	55,800
21				101,700	81,000	70,200	64,500	57,900
22					82,100	71,300	66,000	60,000
23					83,200	72,400	67,500	61,500
24						73,400	68,600	63,000
25						74,400	69,700	64,100
26						75,400	70,700	65,200
27							71,700	66,300
28							72,700	67,300
29								68,300
30								69,300
31								70,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	35,100	29,000	21,500
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,700
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,900
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	25,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,600	26,300
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,500	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,400	28,700
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	41,300	30,100
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	43,100	31,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,900	33,100
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,700	34,700
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,500	36,300
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	50,300	37,900
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	52,100	39,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	65,100	53,300	41,100
16			104,600	92,200	77,200	66,300	54,500	42,700
17			106,600	94,100	78,300	67,400	55,600	44,300
18				96,000	79,400	68,400	56,600	45,800
19				97,900	80,500	69,400	57,600	47,300
20				99,800		70,400		48,300
21				101,700				49,300
22								50,300

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	90,200	71,000	55,000	42,700	32,500	22,900
2	94,300	74,800	58,200	45,600	34,300	24,100
3	98,400	78,600	61,400	48,500	36,200	25,700
4	102,500	82,400	64,600	51,400	38,200	27,400
5	106,600	86,200	67,800	54,200	40,200	29,100
6	110,700	90,000	70,800	57,000	42,300	30,800
7	114,800	93,800	73,800	59,800	44,400	32,500
8	118,900	97,600	76,800	62,600	46,600	34,000
9	123,000	101,400	79,800	65,400	48,800	35,500
10	126,700	105,200	82,400	68,200	51,000	37,000
11	130,400	108,900	85,000	70,500	53,000	38,500
12	132,800	112,600	87,600	72,800	55,000	40,000
13	135,200	116,300	90,200	74,600	56,900	41,400
14	137,600	119,100	92,000	76,400	58,800	42,800
15	139,900	121,400	93,800	78,200	60,700	44,200
16	142,200	123,700	95,400	79,800	62,300	45,600
17	144,500	126,000	97,000	81,400	63,900	47,000
18		128,300	98,600	83,000		48,400
19		130,600				49,800
20						51,000
21						52,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	41,900	33,000	26,200	19,300
2	44,300	34,600	27,500	20,300
3	46,700	36,200	28,800	21,300
4	48,900	37,800	30,200	22,400
5	51,100	39,700	31,600	23,600
6	53,200	41,900	33,000	24,900
7	55,300	44,200	34,400	26,200
8	57,400	46,500	35,900	27,500
9	59,200	48,500	37,400	28,800
10	61,000	50,500	39,100	30,100
11	62,800	52,500	40,800	31,400
12	64,500	54,300	42,600	32,700
13	66,200	56,100	44,400	34,100
14	67,900	57,700	46,000	35,500
15	69,600	59,000	47,600	36,900
16	71,200	60,300	49,200	38,300
17	72,800	61,600	50,800	39,700
18	74,100	62,900	52,400	41,100
19	75,400	64,000	53,600	42,200
20	76,700	65,100	54,800	43,300
21	77,900	66,200	56,000	44,200
22	79,100	67,300	57,000	45,100
23	80,300	68,400	58,000	46,000
24		69,500	59,000	46,900
25			60,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	69,700	52,400	41,800	29,300	23,000
2	73,500	55,700	44,600	31,100	24,300
3	77,300	59,000	47,500	33,000	25,600
4	81,100	62,200	50,400	35,100	27,000
5	84,900	65,400	53,300	37,200	28,400
6	88,700	68,600	56,200	39,500	29,800
7	92,500	71,800	59,100	41,800	31,400
8	96,300	75,000	62,000	44,100	33,200
9	100,100	78,200	64,500	46,400	35,300
10	103,900	81,000	67,000	48,700	37,500
11	107,700	83,800	69,500	51,000	39,700
12	111,500	86,300	71,800	53,300	41,900
13	115,300	88,800	74,100	55,600	44,100
14	119,100	91,300	76,400	57,900	46,300
15	122,900	93,800	78,500	60,000	48,500
16	126,700	96,100	80,600	62,100	50,700
17	130,300	98,400	82,700	64,200	52,900
18	133,800	100,600	84,800	65,700	55,100
19	137,300	102,800	86,800	67,200	57,100
20	140,800	104,700	88,800	68,700	59,000
21	144,000	106,600	90,800	70,100	60,500
22	147,200	108,500	92,600	71,500	62,000
23	149,500	110,100	94,400	72,900	63,200
24	151,800	111,700	96,200	74,300	64,400
25		113,300	97,600	75,500	65,400
26		114,900	99,000	76,700	66,400
27			100,400	77,900	67,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	27,600	21,000
2	58,900	29,300	22,000
3	61,400	30,800	23,000
4	63,900	32,400	24,100
5	66,400	34,100	25,400
6	69,200	35,900	26,800
7	72,100	37,700	28,200
8	75,000	39,800	29,600
9	77,900	42,000	31,000
10	80,800	44,200	32,500
11	83,700	46,600	34,300
12	86,600	49,000	36,100
13	89,500	51,400	38,200
14	92,400	53,800	40,300
15	95,300	56,200	42,400
16	98,200	58,600	44,500
17	101,100	61,000	46,600
18	103,600	63,500	48,700
19	106,100	66,000	50,800
20	108,600	68,500	52,700
21	111,100	71,000	54,600
22	113,200	73,400	56,500
23	115,300	75,700	58,400
24	117,400	78,000	59,900
25	119,500	80,300	61,400
26	121,600	82,600	62,500
27		84,900	63,600
28		87,000	64,700
29		89,100	65,800
30		91,000	66,900
31		92,900	67,900
32		94,800	68,900
33		96,500	69,900
34		98,200	70,900
35		99,500	71,900
36		100,800	
37		102,100	
38		103,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	24,100	21,000
2	48,200	25,900	22,000
3	50,600	27,600	23,000
4	53,000	29,300	24,100
5	55,400	30,700	25,400
6	57,800	32,200	26,800
7	60,200	33,800	28,200
8	62,600	35,500	29,600
9	65,100	37,200	31,000
10	67,600	39,200	32,400
11	70,100	41,300	33,900
12	72,500	43,500	35,400
13	74,800	45,800	37,100
14	77,100	48,100	38,800
15	79,400	50,400	40,500
16	81,700	52,700	42,200
17	84,000	55,000	43,900
18	86,100	57,200	45,600
19	88,200	59,400	47,100
20	90,200	61,600	48,600
21	92,200	63,800	49,600
22	94,100	66,000	50,600
23	95,800	67,800	51,600
24	97,500	69,400	52,600
25	98,800	71,000	
26	100,100	72,600	
27	101,400	74,100	
28	102,700	75,600	
29	104,000	77,000	
30		78,400	
31		79,800	
32		81,200	
33		82,600	
34		84,000	
35		85,200	
36		86,400	
37		87,600	
38		88,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十三年十二月二十一日 参議院会議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件

ニ 教育職俸給表(四)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	103,800		41,800	30,800	24,100
2	107,600	59,000	44,600	32,500	25,900
3	111,400	62,200	47,500	34,300	27,600
4	115,200	65,400	50,400	36,200	29,300
5	119,000	68,600	53,300	38,100	30,800
6	122,800	71,800	56,200	40,200	32,400
7	126,600	75,000	59,200	42,400	34,100
8	130,300	78,200	62,200	44,600	35,900
9	133,800	81,300	65,400	47,000	37,700
10	137,300	84,900	68,600	49,400	39,800
11	140,800	88,700	71,800	51,800	41,900
12	144,000	92,500	75,000	54,200	44,000
13	147,200	96,300	78,200	56,600	46,100
14	149,600	100,100	81,000	59,000	48,200
15	151,900	103,900	83,800	61,400	50,300
16		107,700	86,300	63,800	52,400
17		111,500	88,800	66,200	54,400
18		115,300	91,300	68,700	56,400
19		119,100	93,800	71,100	58,400
20		122,900	96,100	73,500	60,000
21		126,100	98,400	75,800	61,600
22		128,400	100,600	78,100	63,000
23		130,700	102,800	80,400	64,400
24		133,000	104,300	82,700	65,500
25		135,300	105,800	85,000	66,600
26		137,600	107,300	87,100	67,700
27				89,200	68,800
28				91,100	
29				93,000	
30				94,900	
31				96,600	
32				98,300	
33				99,600	
34				100,900	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1			26,800	23,000	19,100
2	64,600	42,300	28,300	24,200	20,000
3	67,600	45,100	30,000	25,400	21,000
4	70,600	47,900	31,900	26,600	22,000
5	74,000	50,700	34,000	28,000	23,000
6	77,400	53,500	36,300	29,500	24,200
7	80,900	56,300	38,600	31,100	25,400
8	84,400	59,100	41,100	33,000	26,600
9	88,600	61,700	43,600	34,900	27,800
10	92,800	64,300	46,100	37,100	29,000
11	97,000	66,900	48,600	39,300	30,200
12	101,400	69,500	51,100	41,600	31,400
13	105,800	72,100	53,600	43,900	32,600
14	110,200	74,700	56,100	46,200	33,800
15	114,600	77,200	58,600	48,500	35,000
16	119,000	79,600	61,000	50,700	36,000
17	123,200	81,800	63,400	52,800	37,000
18	127,400	84,000	65,700	54,900	
19	131,300	86,200	68,000	57,000	
20	134,700	88,000	69,700	58,700	
21	137,600	89,800	71,400	60,200	
22	140,500	91,600	72,900	61,700	
23	143,400	93,200	74,400	62,900	
24	145,700	94,800	75,800	64,100	
25	148,000	96,400	77,200	65,100	
26		98,000	78,600	66,100	
27		99,600	80,000		
28		101,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	91,500	66,200		34,800
2	95,200	69,800	55,800	37,400
3	98,900	73,400	59,200	40,000
4	102,600	77,000	62,600	42,800
5	106,300	80,600	66,000	45,900
6	110,000	84,200	69,400	49,000
7	113,700	87,800	72,700	52,100
8	117,200	91,400	76,000	55,200
9	120,700	95,000	79,300	58,300
10	124,200	98,600	82,500	61,400
11	127,700	102,200	85,700	64,300
12	130,900	105,400	88,500	66,600
13	134,100	108,600	91,300	68,900
14	137,300	111,600	94,000	71,200
15	140,300	114,600	96,000	73,500
16	143,300	116,600	98,000	75,800
17	146,300	118,600	99,600	78,000
18	148,600	120,600	101,200	80,200
19	150,900	122,600	102,800	82,100
20		124,600	104,400	84,000
21			106,000	85,400
22			107,600	86,800
23				88,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	72,200	51,800	34,600	26,300	23,000	20,000
2	75,900	54,600	36,900	27,600	24,100	21,000
3	79,600	57,400	39,200	29,000	25,200	22,000
4	83,300	60,300	41,600	30,500	26,300	23,000
5	87,100	63,200	44,000	32,300	27,600	24,100
6	90,900	66,100	46,400	34,100	29,000	25,200
7	94,700	69,000	48,800	36,200	30,500	26,300
8	98,000	71,700	51,300	38,300	32,100	27,400
9	101,300	74,400	53,900	40,500	33,700	28,400
10	104,500	77,100	56,500	42,700	35,500	29,200
11	107,700	79,400	59,100	44,900	37,300	30,000
12	109,900	81,700	61,700	47,100	39,100	30,700
13	112,100	83,800	64,000	49,300	40,900	31,400
14	114,000	85,900	66,200	51,500	42,700	
15	115,900	87,700	68,000	53,600	44,500	
16	117,800	89,500	69,700	55,700	46,300	
17		91,100	70,900	57,700	47,300	
18		92,700	72,100	59,700	48,300	
19			73,300	60,900	49,100	
20			74,500	62,000	49,900	
21				62,900		
22				63,800		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	60,200	43,700	34,200	24,400	20,600
2	62,800	46,100	36,300	25,600	21,800
3	65,400	48,500	38,600	26,900	23,000
4	68,000	50,900	40,900	28,200	24,200
5	70,600	53,200	43,200	29,500	25,400
6	73,200	55,500	45,400	30,900	26,700
7	75,800	57,800	47,600	32,400	28,000
8	78,400	60,100	49,800	34,000	29,300
9	81,000	62,400	52,000	35,700	30,700
10	83,600	64,700	54,200	37,400	32,100
11	85,900	66,900	56,300	39,200	33,600
12	88,200	69,100	58,400	41,000	35,200
13	90,500	70,900	60,500	42,800	36,800
14	92,300	72,700	62,200	44,600	38,400
15	94,100	74,400	63,600	46,300	40,000
16	95,900	76,100	65,000	47,700	41,300
17	97,700	77,800	66,300	49,100	42,600
18	99,500	79,200	67,400	50,400	43,600
19	101,300	80,600	68,500	51,700	44,600
20		82,000	69,600	53,000	45,600
21		83,300	70,600	54,000	46,600
22		84,600	71,600	55,000	47,600
23		85,900	72,600	56,000	
24		87,000		57,000	
25		88,100		58,000	
26		89,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	甲 乙
	円 円
1	215,000 136,000
2	225,000 145,000
3	235,000 154,000
4	245,000 163,000
5	255,000 173,000
6	265,000 183,000
7	275,000 193,000
8	285,000 204,000
9	295,000 215,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第二十項中「暫定手当の月額の下に(同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事院規則で定めるこれに相当する額)を加える。」
 (二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
 第三条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項を附則第十八項とする。
 (三) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
 第四条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十

一号)の一部を次のように改正する。
 附則第十四項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。))第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に、「以下「三級地支給額」という」を「同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事院規則で定めるこれに相当する額とし、以下「三級地支給額」という」に、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年七月三十一日」に改め、「俸給月額を受ける職員」の下に「(昭和四十三年七月三十一日に係る場合にあつては、同日において職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員のうち、昭和四十三年改正法附則第八項の規定に基づき職務の等級の号俸を定められることとなる職員を除く。)」を加え、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。
 附則

(施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十三年四月一日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件

項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二條から第四條までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年八月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定による切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表(三)の三等級である職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。

6 前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

7 旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の二等級の一号俸である職員の

切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との推衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

12 改正前の法の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日)からの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸 給 表	切替日における職務の等級	切替日における職務の等級	
		甲	乙
税務職俸給表			
公安職俸給表(一)	3 等 級	特 3 等 級	3 等 級
公安職俸給表(二)			
海事職俸給表(一)	1 等 級	特 1 等 級	1 等 級
医療職俸給表(三)			

附則別表第二 税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の特3等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	切替日における号俸
2号俸から6号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
7号 号	俸 俸 俸 俸 俸
8号 号	俸 俸 俸 俸 俸
9号 号	俸 俸 俸 俸 俸
10号 号	俸 俸 俸 俸 俸
11号 号	俸 俸 俸 俸 俸

附則別表第三 海事職俸給表(一)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	切替日における号俸
1号俸から6号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
7号 号	俸 俸 俸 俸 俸
8号 号	俸 俸 俸 俸 俸
9号 号	俸 俸 俸 俸 俸
10号 号	俸 俸 俸 俸 俸
11号 号	俸 俸 俸 俸 俸
12号 号	俸 俸 俸 俸 俸
13号 号	俸 俸 俸 俸 俸
14号 号	俸 俸 俸 俸 俸
15号 号	俸 俸 俸 俸 俸
16号 号	俸 俸 俸 俸 俸
17号 号	俸 俸 俸 俸 俸
18号 号	俸 俸 俸 俸 俸
19号 号	俸 俸 俸 俸 俸
20号 号	俸 俸 俸 俸 俸

附則別表第四 医療職俸給表(三)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	切替日における号俸
1号俸から8号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
9号 号	俸 俸 俸 俸 俸
10号 号	俸 俸 俸 俸 俸
11号 号	俸 俸 俸 俸 俸
12号 号	俸 俸 俸 俸 俸
13号 号	俸 俸 俸 俸 俸

14	㊦	㊦	㊦	㊦
15	㊦	㊦	㊦	㊦
16	㊦	㊦	㊦	㊦
17	㊦	㊦	㊦	㊦
18	㊦	㊦	㊦	㊦
19	㊦	㊦	㊦	㊦
20	㊦	㊦	㊦	㊦
21	㊦	㊦	㊦	㊦
22	㊦	㊦	㊦	㊦
23	㊦	㊦	㊦	㊦
24	㊦	㊦	㊦	㊦
25	㊦	㊦	㊦	㊦

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	三三〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
政務次官	二八五、〇〇〇円

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年十二月二十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

特別職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員に給与に関する法律の一部改正(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「五千九百円」を「六千五百円」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。

第九条中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
待 従 長	二七五、〇〇〇円
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員長	二五五、〇〇〇円
地方財政審議会会長	
式部官長	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
行政監理委員会委員	
地方財政審議会委員	二三五、〇〇〇円
原子力委員会の常勤の委員	
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
科学技術会議の常勤の議員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	
官 職 名	俸 給 月 額
大 使	五号俸 三三〇、〇〇〇円 四号俸 二七五、〇〇〇円 三号俸 二五五、〇〇〇円 二号俸 二三五、〇〇〇円 一号俸 二〇五、〇〇〇円
公 使	四号俸 二七五、〇〇〇円 三号俸 二五五、〇〇〇円 二号俸 二三五、〇〇〇円 一号俸 二〇五、〇〇〇円

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
秘書官	八号俸 一〇、五〇〇円 七号俸 九、三〇〇円 六号俸 八、一〇〇円 五号俸 七、〇〇〇円 四号俸 六、〇〇〇円 三号俸 五、〇〇〇円 二号俸 四、〇〇〇円 一号俸 三、〇〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百四十二号)」以下「昭和四十三年改正法」という。」第一号の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」及び「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第六項を次のように改める。
昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四條第二項の規定の適用については、同項中「一万千円」とあるのは、昭和四十三年八月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万千三百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万千二百六十五円」とする。

(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「二十六万円」を「二十七万五千元」に改める。

(沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員

となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「二十六万円」を「二十七万五千元」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行し、第一条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。
2 第一条、第三条及び第四条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十三年八月一日からこの法律の施行の日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十三年十二月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 石井光次郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第二項中「五千五百八十円」を「六千二百二十円」に改める。
第二十五條第二項中「一万二百円」を「一万千二百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 216,760	円 136,532	1	円 105,996	円 77,670	円 —	円 43,509
2	226,840	145,552	2	111,242	81,687	67,624	46,186
3	236,880	154,598	3	116,486	85,705	70,751	48,875
4	246,960	163,620	4	121,843	89,722	73,875	51,550
5	257,000	173,664	5	127,198	93,740	77,115	55,230
6		183,688	6	132,553	97,868	80,354	58,143
7		193,744	7	137,911	101,996	83,594	61,043
8		204,800	8	143,266	106,132	86,831	63,945
9		215,856	9	148,618	110,260	90,069	66,958
			10	153,969	114,166	93,306	69,973
			11	158,206	117,846	96,208	72,986
			12	161,219	121,190	99,110	76,004
			13	164,230	123,534	102,012	79,021
			14	166,797	125,879	104,912	81,927
			15	169,363	128,223	107,143	84,829
			16			109,374	87,509
			17				90,187
			18				92,640
			19				95,093
			20				97,208
			21				99,326

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 白衛官俸給表

階級	陸海空	將	將	陸海空	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸	甲	乙	丙	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	216,760	136,532	112,300	95,100	78,700	66,300	—	50,500	42,100	39,200	30,600	26,000	24,300	21,900	19,800	17,600	16,200
2	226,840	145,552	117,800	99,200	82,700	69,300	63,100	53,300	44,600	40,500	33,000	28,200	26,000	23,100	20,800		
3	236,880	154,598	123,000	103,400	86,800	72,300	66,000	56,100	47,200	41,800	35,400	30,600	28,100	24,300	21,800		
4	246,960	163,620	128,400	107,600	90,900	75,300	69,000	58,900	49,800	44,200	37,900	33,000	30,400	25,500	22,900		
5	257,000	173,664	133,800	111,800	95,000	78,300	72,100	61,800	52,400	46,700	40,400	35,400	32,700	26,800			
6		183,688	139,300	116,000	99,100	81,400	75,100	64,700	55,000	49,200	42,900	37,800	34,900	28,100			
7		193,744	144,700	120,200	103,300	84,600	78,000	67,700	57,600	51,600	45,300	40,400	36,300				
8		204,800	150,100	124,100	107,500	87,900	80,300	70,600	60,000	54,000	47,700	42,500	37,700				
9		215,856	155,500	127,000	111,600	91,200	83,600	73,500	62,400	56,400	50,000	44,200	39,100				
10			159,700	129,800	115,200	94,500	86,400	76,400	64,600	58,800	52,300	45,800	40,400				
11			162,800	132,400	118,700	97,700	89,200	79,300	66,700	61,100	54,500	47,400	41,700				
12			165,800	134,900	121,700	100,900	91,700	82,100	68,800	63,400	56,700	49,000	42,900				
13				137,300	123,900	103,900	93,900	84,700	70,900	65,700	58,900	50,600	44,100				
14					126,100	106,800	96,100	86,600	73,000	67,900	61,100	52,200	45,300				
15						109,700	98,100	88,500	75,100	70,100	63,200	53,700					
16						112,600	100,000	89,900	77,200	72,300	65,300	54,900					
17						114,900	101,800	91,300	78,700	74,100	66,900						
18						117,200	103,600	92,700	80,100	75,900	68,400						
19						119,400	105,400		81,500	77,100	69,700						
20						121,600	107,200			78,300	70,900						
21						123,800	109,000										

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「期末手当は」の下に、「三月一日を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、同条第二項中「六月に支給する」を「三月に支給する場合には百分の五十、六月に支給する」に、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十八条の三第一項中「三月一日」を削り、「次に掲げる区分に應ずる」を「基準日以前六箇月以内」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次に掲げる基準日の区分に應ずる割合」を「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十」に改め、各号を削る。

第二十三条第六項中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第二十五条第二項中「一万千円」を「一万二千二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 220,280	円 137,596	1	円 106,898	円 78,359	円 —	円 43,869
2	230,520	146,656	2	112,193	82,412	68,220	46,569
3	240,640	155,794	3	117,482	86,465	71,377	49,302
4	250,880	164,860	4	122,888	90,518	74,528	51,995
5	261,000	174,992	5	128,287	94,571	77,803	55,701
6		185,064	6	133,687	98,735	81,079	58,663
7		195,232	7	139,093	102,899	84,354	61,585
8		206,400	8	144,492	107,083	87,622	64,514
9		217,568	9	149,885	111,247	90,891	67,553
			10	155,271	115,188	94,159	70,600
			11	159,540	118,895	97,088	73,639
			12	162,579	122,261	100,017	76,692
			13	165,612	124,628	102,945	79,745
			14	168,201	126,994	105,867	82,687
			15	170,790	129,360	108,116	85,616
			16			110,365	88,322
			17				91,022
			18				93,493
			19				95,964
			20				98,088
			21				100,219

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級	陸海空	將將將	陸海空	補補補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士												
																		俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
																		甲	乙	丙									
1	220,280	187,596	113,300	95,900	79,400	66,800	63,700	50,900	42,500	39,500	30,900	26,300	24,500	22,000	20,000	17,700	16,400												
2	230,520	146,656	118,600	100,100	83,500	69,800	63,700	53,700	45,900	40,800	33,300	28,500	26,200	23,200	21,000														
3	240,640	155,794	124,000	104,300	87,600	72,900	66,600	56,600	47,600	42,100	35,300	30,900	28,300	24,500	22,000														
4	250,880	164,860	129,500	108,600	91,700	76,000	69,600	59,500	50,200	44,600	38,300	33,300	30,700	25,800	23,100														
5	261,000	174,992	135,000	112,800	95,800	79,100	72,700	62,400	52,900	47,100	40,800	35,800	33,000	27,100															
6		185,064	140,500	117,000	100,000	82,200	75,700	65,300	55,500	49,600	43,300	38,300	35,200	28,400															
7		195,232	145,900	121,200	104,200	85,400	78,600	68,300	58,100	52,100	45,800	40,800	36,700																
8		206,400	151,300	125,200	108,400	88,700	81,500	71,200	60,500	54,500	48,200	42,900	38,100																
9		217,568	156,700	128,100	112,500	92,000	84,400	74,100	62,900	56,900	50,500	44,600	39,500																
10			161,000	130,900	116,200	95,300	87,200	77,000	65,200	59,300	52,800	46,300	40,800																
11			164,100	133,500	119,700	98,600	90,000	79,900	67,300	61,700	55,000	47,900	42,100																
12			167,200	136,000	122,700	101,800	92,500	82,800	69,400	64,000	57,200	49,500	43,400																
13				138,500	124,900	104,800	94,700	85,400	71,500	66,300	59,400	51,100	44,600																
14					127,100	107,800	96,900	87,300	73,600	68,500	61,600	52,700	45,800																
15						110,700	99,000	88,200	75,700	70,700	63,800	54,300																	
16						113,600	100,900	90,700	77,800	72,900	65,900	55,500																	
17						115,900	102,700	92,100	79,300	74,700	67,500																		
18						118,200	104,500	93,500	80,700	76,500	69,000																		
19						120,400	106,300		82,100	77,800	70,300																		
20						122,600	108,100			79,000	71,500																		
21						124,800	109,900																						

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。
- 3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に对应する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 4 (特定の俸給月額の切替等)
切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第七ハの三等級であつた職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に对应する号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸による額とする。
- 5 切替日の前日において、その者の属していた階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつた自衛官でその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額であるものの切替日における俸給月額は、その者が受けていた俸給月額に对应する同表に掲げる俸給月額とする。
- 6 (改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)
前三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用について

- は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- 7 (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。
 - 8 切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。
 - 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

- 10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 11 旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

支給地域の区分	世帯主である職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	その他の職員
甲 地	二九、八〇〇円	一九、八七〇円	九、九三〇円	
乙 地	二七、三〇〇円	一八、二〇〇円	九、一〇〇円	
丙 地	二五、六〇〇円	一七、〇七〇円	八、五三〇円	

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「定率額」を「基準額」に改め、同項の表を次のように改める。

第二条第二項中「定率額」を「基準額」に、「八千六百円」を「一万千円」に、「五千七百四十円」を「七千三百五十円」に、「二千八百七十円」を「三千七百円」に改め、同条第三項中「定率額」を「基準額」に

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年十二月二十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項に規定する基準額は、基準日における職員俸給の月額と同日におけるその者の扶養親族の数に応じて一般職給与法第十一条第三項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における俸給の月額)に百分の四十五以内で地域ごとに内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と同日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては二万六千八百円(扶養親族のない職員にあつては、一万七千八百七十円)、その他の職員にあつては八千九百三十円をこえない範囲内で地域ごとに内閣総理大臣が定める額を合算した額とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正後の法」といふ。)の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。

(基準額に関する経過措置)

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、同法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正前の法」といふ。)第二条第四項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」といふ。)に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 基準日において当該職員の受ける号俸の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額)

二 その他の一般職に属する職員 基準日において当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額)に千円を加算した額

3 昭和四十三年八月三十一日から内閣総理大臣が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、同法同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

(防衛庁職員給与法第一条の職員への準用)

5 前三項の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第六条の規定の適用を受ける職員」と、「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員

給与法第一条の職員」と、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるほか、自衛官については、附則第二項中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、同項第二号中「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替へるものとする。

(寒冷地手当の内払)

6 改正前の法の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日まで間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

〔井川伊平君登壇、拍手〕

○井川伊平君 ただいま議題となりました四法律案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、去る八月十六日に提出された人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について全俸給表の全俸給月額を平均七・一%引き上げること、税務職及び公安職の俸給表について特三等級を、海事職及び医療職の俸給表について特一等級を、それぞれ新設すること、諸手当について、通勤手当、矯正施設において管理または監督の業務を主として行なう者に対する宿日直手当、医師に対する初任給調整手当を改善すること、並びに来年四月から期末手当及び勤勉手当制度の合理化をはかること等の改正を行なうこととし、俸給表等の改定は本年七月一日から、通勤手当の改定は同五月一日から実施しようとするものであります。

なお、俸給表等の改定の実施時期は、衆議院において政府原案の八月一日を修正したものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を

改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び防衛庁の職員の俸給月額等について、それぞれ所要の改正を行なうこととするものであり、その実施時期については、両案とも、一般職職員の給与法改正案と同様の修正が行なわれております。

最後に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する勧告と同日に提出された寒冷地手当に関する人事院勧告を実施するため、俸給に比例して算出される定率額の一部を定額化するとともに、石炭加算額及び新炭加算額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、以上四法律案を一括して審査し、衆議院修正に対する政府の所見、来年度以降における勧告の完全実施についての具体策、寒冷地手当の改正理由等につきまして熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、直ちに採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対しましては、明年度からは勧告の完全実施に努力すべき旨の、また、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、今後における寒冷地手当の

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三件 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外三件 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 八六

改善等を要望する旨の附帯決議案が提出され、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議に対し、床次総理府総務長官より、御趣旨に沿って善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案。

日程第七、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長小平芳平君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年十二月二十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)
第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「二十五万円」を「二十六万五千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表

判 事 補	判 事	区 分		報 酬 月 額	
		最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官
七 号	一 号	五五〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円
六 号	二 号	二五五、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円
五 号	三 号	二二五、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円
四 号	四 号	一四二、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円	一〇九、六〇〇円	九七、二〇〇円
三 号	五 号	八八、一〇〇円	八〇、五〇〇円	七三、一〇〇円	六七、九〇〇円
二 号	六 号	六二、六〇〇円	六二、六〇〇円	六二、六〇〇円	六二、六〇〇円
一 号	七 号	六二、六〇〇円	六二、六〇〇円	六二、六〇〇円	六二、六〇〇円

簡易裁判所判事

八号	五九、二〇〇円
九号	五二、五〇〇円
十号	四九、五〇〇円
十一号	四五、三〇〇円
十二号	四二、九〇〇円
一号	一九一、〇〇〇円
二号	一七〇、〇〇〇円
三号	一五五、〇〇〇円
四号	一四二、〇〇〇円
五号	一一六、〇〇〇円
六号	一〇九、六〇〇円
七号	九七、二〇〇円
八号	八八、一〇〇円
九号	八〇、五〇〇円
十号	七三、一〇〇円
十一号	六七、九〇〇円
十二号	六二、六〇〇円
十三号	五九、二〇〇円
十四号	五二、五〇〇円
十五号	四九、五〇〇円
十六号	四五、三〇〇円
十七号	四二、九〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の法律」を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)」と改める。

昭和四十二年十二月二十一日 参議院會議録第四号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

酬等に関する法律に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。
附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十三年八月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年十二月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

(小字及び一は衆議院修正)

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(檢察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	俸 給 月 額
検 事 長	四〇〇、〇〇〇円
次 長	二七五、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	二八五、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	二七五、〇〇〇円
一 号	二五五、〇〇〇円

副 検 事							検 事																		
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号	十五 号	十四 号	十三 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号
七三、一〇〇円	八〇、五〇〇円	八八、一〇〇円	九七、二〇〇円	一〇九、六〇〇円	一一六、〇〇〇円	一二四、二〇〇円	四二、九〇〇円	四五、三〇〇円	四九、五〇〇円	五二、五〇〇円	五九、二〇〇円	六二、六〇〇円	六七、九〇〇円	七三、一〇〇円	八〇、五〇〇円	八八、一〇〇円	九七、二〇〇円	一〇九、六〇〇円	一二八、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の法律」を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)」と改める。

以下「昭和四十三年改正法」という。第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の検察官の

八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号
六七、九〇〇円	六二、六〇〇円	五九、二〇〇円	五二、五〇〇円	四九、五〇〇円	四五、三〇〇円	四二、九〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、九〇〇円

俸給等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十三年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

「小平芳平君登壇、拍手」

○小平芳平君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

これらの二法案の要旨は、一般の政府職員給与の増額に対応して、裁判官の報酬及び検察官の俸給についても、それぞれ対応する額の給与を受ける政府職員に対する増給額と同程度に増額するものであります。なお衆議院において、改正規定の適用日を一月繰り上げて、本年七月一日に修正されました。

委員会において質疑の後、討論に入りましたところ、亀田委員は、原案に賛成するとともに、各派を代表して、「政府は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後、同勧告の完全実施に努めるべきである。右決議する。」との附帯決議案を提出し、次いで順次採決の結果、いずれも全会一致をもって二法案は衆議院送付案のとおり可決すべきもの、また、附帯決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、日本放送協会昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長久保等君。

審査報告書

日本放送協会昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十三年十二月十九日

通信委員長 久保 等

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定により国会に提出されたものであり、昭和四十年年度の決算額は次の通りである。

資産総額 九百三億六千万円
負債総額 三百四十九億六千二百万円
資本総額 五百五十三億四千四百万円
事業収入 七百十三億四千万円
事業支出 六百六億九千四百万円
資本支出 八十七億八千七百円
当期剰余金 十八億二千円

本件について、収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行され、さらに日本放送協会の運営全般につき検討を要するものがなかつたかどうかを慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本放送協会昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

四一 検 第三二二 号
昭和四十一年十一月二十一日

内閣総理大臣殿

会計検査院長 塚越 虎男 閣下

日本放送協会昭和四十一年年度貸借対照表等の回付について

日本放送協会昭和四十一年事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したので回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一 昭和四十年年度財産目録

昭和四十一年三月三十一日現在

科 目	内 容		要 金 額	合 計
	流 動 資 産	固定資産		
現金 預金	現 金	小口現金を含む	二六、二六、四九三	八、二五、四九、四七六
銀行 預金	振 替 貯 金		三、六〇、二四、九二二	三、六〇、二四、九二二
受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金		七、九七、四六九	一七、四、八六、一五四
委託修理業務用物品	委託修理業務用物品		五、四〇、三六、一五四	
貯 蔵 品	貯 蔵 品		三、二、九〇、〇〇〇	七、〇一、六六六
前 払 費 用	前 払 費 用		一六、九〇、四三三	一六、九〇、四三三
その他の流動資産	その他の流動資産		三、二、九〇、四三三	三、二、九〇、四三三
未 収 金	未 収 金		四、四六、六六六	四、四六、六六六

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 日本放送協會昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

固定資産		構築物		機械		器具什器		土地		建設仮勘定		特定資産		減価用放資	
有価証券	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金	差入保証金
電信電話債券ほか	建物賃借保証金ほか	集金委託保証預り有価証券	自動車損害賠償支払準備金の引当資産	諸立替払金ほか	局舎及び付属建物ほか	同上減価償却引当金	空中線施設ほか	同上減価償却引当金	放送機ほか	同上減価償却引当金	楽器、事務用什器ほか	同上減価償却引当金	局舎敷地ほか	未完成施設	放送債券償還資金積立金
二、五三、三五、八四〇	八六〇、二〇、九七五	二、五〇、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇	一、三、一三、三四六	三、六、二八、三三三	△五、八七、一三三、一八七	八、六四七、五五五、九四四	△二、八〇、九八三、四四一	四、八、〇七、二九六、六六六	△一三、九三、五四、四五六	四六、一、三四九、四五三	△二五〇、六五九、九九一	二、一、一六、九五九、五五七	一、〇四八、〇〇〇、五七四	八、五三、七〇、〇〇〇
七三、三六、〇五九、八〇一	三〇、七九、九五五、一〇六	五、七五、六二、四三三	二、四、三三、七二、二一〇	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三	二、一〇、六八、四三三

繰延勘定		流動負債		未払金		受信料前受金		その他の流動負債		固定負債		放送債		長期借入金		退職手当引当金		負債合計	
前払費用	放送債券発行差金	流動負債	短期借入金	未払金	受信料前受金	その他の流動負債	前受収益	預り金	預り有価証券	自動車損害賠償支払準備金	仮受金	簡易保険局ほか	二昭和四十年年度貸借対照表	二昭和四十年年度貸借対照表	二昭和四十年年度貸借対照表	二昭和四十年年度貸借対照表	二昭和四十年年度貸借対照表	二昭和四十年年度貸借対照表	二昭和四十年年度貸借対照表
局舎敷地賃借料未経過分ほか	放送債券発行差金未償却額	物品購入代未払金ほか	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金	昭和三十九年度以降分受信料前受金
四三、六二、〇〇八	一九〇、〇八五、一九二	九〇、〇五五、六三三、一七六	二、五二五、九四七、八六〇	六六四、六八二、〇七四	一、五五七、五〇〇、二一〇	二八三、七五五、六〇六	七二、六三三	五四、八三三、五〇〇	二、五二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、八九〇	二二、六五五、五八一	三、一四四、七二七、七二二	二五、九八〇、二〇〇、〇〇〇	五、一六五、五四七、七二二	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、四六、六九五、六三三	三、四六、六九五、六三三	三、四六、六九五、六三三	三、四六、六九五、六三三

昭和四十一年三月三十一日現在

(科)		(目)	(資産の部)	(金)	(額)
流動資産	現金預金	受信料未収金	△	五四〇、三六、一五四	三、六九四、五三、八八三
		未収受信料欠損引当金	△	三六五、五〇、〇〇〇	一七四、八六、一五四
		委託修理業務用物品			七、〇二、二〇六
		貯蔵品		一六、九〇、四三三	三〇、二五、八四七
		前払費用		三〇、二五、八四七	四、一四六、六二六、五六四
		その他の流動資産		八、二五、一四九、四七六	
		流動資産合計			
		固定資産			
		建物	△	三六、六七、二八、三九三	三〇、七八、九九五、二〇六
		建物減価償却引当金	△	五、八七、一三、一八七	
固定資産	構築物	構築物減価償却引当金	△	八、六四七、五五五、九四四	五、七五五、六二二、四九三
		機械	△	二八〇、九八三、四四一	三三、三三、七三、二二〇
		機械減価償却引当金	△	四八、三〇七、二九六、六六六	
		器具什器	△	三三、九三三、五四、四五六	
		器具什器減価償却引当金	△	四六、三五四、四三三	
		器具什器減価償却引当金	△	二五〇、六五九、九六一	
		土地			二、一三六、九五九、五五七
		建設仮勘定			一、〇四八、〇三〇、五七四
		固定資産合計			七、三三六、〇五九、五〇一
		特定資産			八、五三三、七〇、〇〇〇
流動負債	前払費用	繰延勘定合計			八、五三三、七〇、〇〇〇
		繰延勘定合計			四、六二一、〇〇八
		繰延勘定合計			一、九〇、〇〇五、一三三
		繰延勘定合計			三三、六九六、二〇〇
		繰延勘定合計			九、〇二五、六三三、一七六
		繰延勘定合計			
		繰延勘定合計			
		繰延勘定合計			
		繰延勘定合計			
		繰延勘定合計			
流動負債	短期借入金	未払金			六六四、六八二、〇七四
		未払金			一、五七五、五〇〇、二二〇
		未払金			
		未払金			
		未払金			
		未払金			
		未払金			
		未払金			
		未払金			
		未払金			
流動負債	受信料前受金	受信料前受金			一、五七五、五〇〇、二二〇
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			
		受信料前受金			

(科)	(目)	(金)	(額)
事業収入	事業収入	事業収入	七、〇〇六、四七、三〇〇
		事業収入	一、七二六、九六〇
		事業収入	一、〇七五、七〇、五五八
		事業収入	
		事業収入	
		事業収入	
		事業収入	
		事業収入	
		事業収入	
		事業収入	
事業支出	事業支出	事業支出	七、三〇一、〇三、七六八
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
事業支出	事業支出	事業支出	四、九八三、六二七、〇五五
		事業支出	八、三六七、一七、二八九
		事業支出	二、八三三、三三、二二七
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
事業支出	事業支出	事業支出	六、六九四、二〇、四五一
		事業支出	八、七九六、九八、一九四
		事業支出	一、八三〇、一〇五、〇九三
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	
		事業支出	

三 昭和四十年年度損益計算書

昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで

その他の流動負債		流動負債合計	(金)	(額)
固定負債	放送債	放送債	二五、九六、二〇〇、〇〇〇	二、五二五、九四七、八八〇
		放送債	五、一六五、五四七、七二一	
		放送債	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
		放送債	三、四四七、七四七、七二一	
固定負債	長期借入金	長期借入金	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、七四六、七三六、三三九
		長期借入金	八、七六六、九八、一九四	
		長期借入金	一、八三〇、二〇、九〇三	
		長期借入金	五、三三三、九八、五三六	
		長期借入金	九、三三三、九八、五三六	
		長期借入金		
		長期借入金		
		長期借入金		
		長期借入金		
		長期借入金		
固定負債	退職手当引当金	退職手当引当金	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、七四六、七三六、三三九
		退職手当引当金	八、七六六、九八、一九四	
		退職手当引当金	一、八三〇、二〇、九〇三	
		退職手当引当金	五、三三三、九八、五三六	
		退職手当引当金	九、三三三、九八、五三六	
		退職手当引当金		
		退職手当引当金		
		退職手当引当金		
		退職手当引当金		
		退職手当引当金		
固定負債	固定負債合計	固定負債合計	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、七四六、七三六、三三九
		固定負債合計	八、七六六、九八、一九四	
		固定負債合計	一、八三〇、二〇、九〇三	
		固定負債合計	五、三三三、九八、五三六	
		固定負債合計	九、三三三、九八、五三六	
		固定負債合計		
		固定負債合計		
		固定負債合計		
		固定負債合計		
		固定負債合計		
固定負債	資本合計	資本合計	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、七四六、七三六、三三九
		資本合計	八、七六六、九八、一九四	
		資本合計	一、八三〇、二〇、九〇三	
		資本合計	五、三三三、九八、五三六	
		資本合計	九、三三三、九八、五三六	
		資本合計		
		資本合計		
		資本合計		
		資本合計		
		資本合計		
固定負債	負債資本合計	負債資本合計	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、七四六、七三六、三三九
		負債資本合計	八、七六六、九八、一九四	
		負債資本合計	一、八三〇、二〇、九〇三	
		負債資本合計	五、三三三、九八、五三六	
		負債資本合計	九、三三三、九八、五三六	
		負債資本合計		
		負債資本合計		
		負債資本合計		
		負債資本合計		
		負債資本合計		

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 日本放送協会昭和四十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九二

四 昭和四十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和四十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一 概 要

昭和四十年度は、三十七年度を起点とする第二次六カ年計画の第四年度としての諸計画を積極的に推進し、テレビジョン・ラジオ両放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施に努力するとともに極力受信契約者の増加につとめ財政基盤の安定を図った。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額九〇三億五、六三三万円に対し、負債総額は三、四九六億六、一七〇万円、資本の部における資本は四、〇〇〇億円、積立金は四、七億三、六七四万円、当期資産充当金八七億八、六九九万円、当期剰余金一八億二、〇二〇万円である。

次に、損益計算書では事業収入七、二三億一、三〇〇万円に対して事業支出は六、〇六億九、四一一万円、資本支出充当八七億八、六九九万円、当期剰余金は一八億二、〇二〇万円である。

財産目録・貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

二 財産目録と貸借対照表

(1) 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の八〇二億一、二四六万円に比べ一〇〇億九、三一七万円増加し、九〇三億五、六三三万円となったが、その内容は次のとおりである。

ア 流動 資 産

当年度末の流動資産は、前年度末の七〇億三、六五七万円に比べ一一億七、八五八万円増加し、八二億一、五一一万円となったが、これは主として電信電話債券ほかの有価証券の増加によるもので、その内容は次のとおりである。

○現金 預 金 三六億九、四五一万円

○受信料未収金 一億七、四八二万円

当年度末の受信料未収額五億四、〇三三万円から、翌年度における収納不能見込額三億六、五五〇万円を欠損引当金として差し引き、計上したものである。

○委託修理業務用物品 七〇一万円

放送法第九条第二項により行なっている受信機委託修理業務用物品および受信障害防止用物品の当年度末棚卸額である。

○貯 蔵 品 一億六、一九〇万円

○前 払 費 用 三、〇二九万円

長期借入金利息、スタジオおよび事務室の借上料、外国雑誌購読料等の未経過分および前払分で翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産 四一億四、六六二万円

電信電話債券ほかの有価証券、建物賃借保証金および定期預金利息の未収分等である。

イ 固 定 資 産

当年度末の固定資産は、前年度末の六、五五六億五、八九一万円に比べ建設による増加は一、六一億八、六八八万円であるが、当年度減価償却引当金八三億六、七一一万円、その他の増減の結果、七六億六、七一五万円の増加で七三億二、六〇六万円である。

上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、総合テレビ局の建設、教育テレビ局の建設、放送会館の建設、その他放送設備関係機器、事務用機器の整備および局舎・宿舍の増改築を実施したためである。

当年度末における固定資産の資産別内訳は、次表のとおりである。

区 分		金 額
建 設 仮 勘 定	建 設 仮 勘 定	三〇七億九、〇〇〇万円
土 器 具 什 器 機 械 物 物	土 器 具 什 器 機 械 物 物	五七億五、六六一万円
建 設 仮 勘 定	建 設 仮 勘 定	二四三億八、三七七万円
土 器 具 什 器 機 械 物 物	土 器 具 什 器 機 械 物 物	二億一、〇六九万円
建 設 仮 勘 定	建 設 仮 勘 定	一一億三、六九六万円
土 器 具 什 器 機 械 物 物	土 器 具 什 器 機 械 物 物	一〇億四、八〇三万円
固 定 資 産 合 計	固 定 資 産 合 計	七三三億二、六〇六万円

注1 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差し引いた額である。
注2 建設仮勘定は、放送センター、松山放送会館建設等、当年度末において未完成のものである。

ウ 特定資産(減価用放資)

放送法第四二条第三項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度末の七二億二一〇万円に比べ一三億二、九六二万円増加し、八五億三、一七二万円である。

エ 繰延勘定

翌年度以降の各年度にわたつてそれぞれ費用に割当てられるべきもので、前年度末の三億一、四八八万円に比べ八、二一八万円減少し、二億三、二七〇万円である。

○前払費用

局舎敷地賃借料等の前払分である。

四、二六一万円

○放送債券発行差金

一億九、〇〇九万円

放送債券発行にともなう額面金額と売価額との差額および諸手数料等の未償却額である。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三五三億三、〇一七万円に比べ三億六、八四七万円減少し、三四九億六、一七〇万円となつたが、これは主として長期借入金金の減によるもので、その内容は次のとおりである。

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の二〇億二、七〇五万円に比べ四億八、八九〇万円増加し、二五億一、五九五万円となつたが、その内容は次のとおりである。

○未払金

六億六、四六八万円

放送債券利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。

○受信料前受金

一五億六、七五〇万円

翌年度分の受信料収納額で、前年度末に比べ六億三、三七九万円の増加である。

○その他の流動負債

二億八、三七七万円

職員給与・放送謝金等の源泉徴収所得税の仮受金および集金受託者の預り保証金等である。

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の三三三億三、一二二万円に比べ八億五、七三七万円減少し、三二四億四、五七五万円となつたが、これは主として放送債券および長期借入金金において、次表の

ような増減があつたためである。

種別	年度		増	減	年度末	備考
	昭和三十九年	度末				
放送債券	二五六億三〇万円		三億円	一六億二、四〇〇万円	五九億八、〇〇〇万円	増は新規発行、減は満期および定時抽せん償還
長期借入金	六億五三万円		五億円	三億三、四七万円	五億六、五五万円	
銀行	四九億一、〇〇〇万円		五億円	二九億二、〇〇〇万円	二五億一、〇〇〇万円	
簡易保険局	二八億八、〇三万円			二億三、四七万円	二六億五、五五万円	
合 計	三四億三三万円		三億円	四七億五、七七万円	三二億四、五五万円	

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の四四八億八、二二九万円に比べ一〇四億六、一六四万円増加し、五五三億四、三九三万円となつたが、その内容は次のとおりである。

ア 資本

四〇〇億円

前年度末三〇〇億円に、当年度において、前年度固定資産化したものに相当する額一〇〇億円を積立金から組み入れたものである。

イ 積立金

四七億三、六七四万円

前年度末残高四六億六、二五一万円に当年度繰入高(昭和三十九年度当期資産充当金および当期剰余金)一〇二億一、九七八万円、固定資産偶発利益等積立金の増加高八、一七七万円を加え、他方、固定資産の除却損等積立金の減少高二億二、七三二万円を差し引き、資本に一〇〇億円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金

八七億八、六九九万円

エ 当期剰余金

一八億二、〇二〇万円

三 損益計算書

事業収入七三億一三〇万円に対し、事業支出は六〇六億九、四一一万円、資本支出充当八七億八、六九九万円(固定資産充当四〇億円、放送債券償還のための積立二五億九、八〇二万円、長期借入金の返還一八億三、四九七万円、放送債券償還金三億五、四〇〇万円)であり、差引当期剰余

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号 日本放送協会昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九四

金は一八億二、〇二〇万円である。これを前年度決算額の事業収入六六六億三、五五三万円、事業支出五六四億一、五七五万円に比較すれば、事業収入は四六六億六、五七七万円、事業支出四二億七、八三六万円の増加である。

(1) 事業収入

事業収入の増加は、主として甲受信契約者の増加にともなり受信料収入の増加によるものであるが、その内容は次のとおりである。

ア 受信料

○甲 受信料

有料受信契約者数が当年度内において一〇六万増加し、当年度末一、八一二万となつたため前年度の甲受信料に比べ五〇億四、九五八万円の増加である。

○乙 受信料

有料受信契約者数が当年度内において三四万減少し、当年度末一四八万となつたため前年度の乙受信料に比べ三億六、五八八万円の減少である。

イ 交付金収入

国際放送関係交付金一億三、三九九万円、選挙放送関係交付金三二二万円で、前年度の一億二、二六四万円に比べ一、四四七万円の増加である。

ウ 雑収入

預金および電信電話債券等の利息九億一三一万円のほか不用物品処分代金、対部外技術協力経費および受信機委託修理業務収入等で、前年度の一一億一、〇一一万円に比べ三、二四〇万円の減少である。

(2) 事業支出

上記収入をもつて、当年度の事業計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その結果は次のとおりである。

ア 事業費

前年度の四五七億七、八五七万円に比べ三六億八、五〇五万円の増加であるが、これは、テレビジョン・ラジオ放送番組の向上刷新、報道取材網の整備、国際放送の充実、受信者普及開発の促進、放送技術と放送文化の両分野にわたる研究活動の強化その他業務量増にともなう運用費等の増加によるものである。

イ 減価償却費

八三億六、七二七万円

建物・構築物・機械・器具什器の償却費で、前年度の六六億二、一二七万円に比べ一七億四、五九〇万円の増加であるが、これは設備の拡張にともなう償却資産の増加によるものである。

ウ 関連経費

支払利息二億二、七四三万円、未収受信料欠損償却三億六、五五〇万円、放送債券発行差金償却一億三、六四〇万円等で、前年度の四〇億一、五九一万円に比べ一億五、二五九万円の減少である。

四 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金等の資本収入と建設費、諸返還金等の資本支出を加えた収支全般についてみれば、収入総額は八四五億二、二四六万円、支出総額は八四二億三、六三八万円である。

(注 一万円未満四捨五入)

「久保等君登壇、拍手」

○久保等君 ただいま議題となりました案件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣より提出された日本放送協会の昭和四十年年度決算についてであります。

日本放送協会の昭和四十年度末における資産総額は九百三億六百万円、負債総額は三百四十九億六千二百万円となっております。

また、昭和四十年度における事業収入は七百十三億百万円、事業支出は六百六億九千四百万円、資本支出充当分は八十七億八千七百円でありまして、差し引き当期剰余金は十八億二千円となっております。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

通信委員会は、郵政省、会計検査院並びに日本放送協会当局に対し質疑を行ない、慎重審議の結果

果、本件については全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり是認すると決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり是認すると決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九より第六十六までの諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。

通信委員会

一、日本放送協会昭和四十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査
法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

石炭対策特別委員会

一、当面の石炭対策樹立に関する調査

産業公害及び交通対策特別委員会

一、産業公害及び交通対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に関する調査

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

本件は、ただいま報告いたしました各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

本件は、ただいま報告いたしました各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長(重宗雄三君) 本国会の議事を終わるにあ

たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本国会は短期間ではありましたが、当面する内外の諸問題について御熱心なる審議が行なわれ、本院の使命を果たすことができましたことは、まことに御同慶にたえません。ここに諸君の御労苦に感謝いたしますとともに、諸君におかれましては、一そう御自愛、御活躍くださいますようお願いいたします。

これにて散会いたします。(拍手)

午前十時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君

副議長 安井 謙君

議員

峯山 昭範君 田沢 哲也君

山田 勇君 塩出 啓典君

藤原 房雄君 萩原幽香子君

山高しげり君 市川 房枝君

沢田 実君 内田 善利君

上林繁次郎君 二木 謙吾君

三木 忠雄君 阿部 憲一君

浅井 亨君 松下 正寿君

八田 一朗君 西村 尚治君

中村喜四郎君	田代富士男君	津島 文治君	栗原 祐幸君	堀本 宜実君	西田 信一君	小柳 勇君	永岡 光治君
黒柳 明君	中尾 辰義君	藤田 正明君	横山 フク君	小枝 一雄君	平島 敏夫君	斎藤 昇君	赤間 文三君
片山 武夫君	吉江 勝保君	白井 勇君	梶原 茂嘉君	山本 利壽君	八木 一郎君	塩見 俊二君	廣瀬 久忠君
江藤 智君	多田 省吾君	前田佳都男君	増原 恵吉君	平井 太郎君	古池 信三君	木内 四郎君	加瀬 完君
鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君	鍋島 直紹君	徳永 正利君	松平 勇雄君	郡 祐一君	秋山 長造君	大和 与一君
向井 長年君	高山 恒雄君	井野 碩哉君	石原幹市郎君	小林 武治君	重政 庸徳君	北村 暢君	藤田 進君
後藤 義隆君	伊藤 五郎君	杉原 荒太君	青木 一男君	高橋 衛君	吉武 恵市君	須藤 五郎君	渡辺 武君
柏原 ヤス君	北條 浩君	剣木 亨弘君	若林 正武君	迫水 久常君	近藤英一郎君	小笠原貞子君	野坂 参三君
小平 芳平君	中村 正雄君	渡辺一太郎君	平泉 渉君	木村 睦男君	植木 光教君	春日 正一君	河田 賢治君
村尾 重雄君	小山邦太郎君	玉置 和郎君	沢田 一精君	上田 哲君	亀井 善彰君	岩間 正男君	前川 旦君
新谷寅三郎君	植竹 春彦君	玉置 猛夫君	大松 博文君	長田 裕二君	上田 稔君	戸田 菊雄君	竹田 現照君
塚田十一郎君	山崎 竜男君	鈴木 省吾君	小林 国司君	和田 静夫君	松本 英一君	山崎 昇君	村田 秀三君
山崎 五郎君	増田 盛君	久次米健太郎君	佐藤 一郎君	安永 英雄君	熊谷太三郎君	川村 清一君	田中寿美子君
長屋 茂君	永野 鎮雄君	田村 賢作君	林田悠紀夫君	菅野 儀作君	竹田 四郎君	松井 誠君	矢山 有作君
中山 太郎君	高田 浩運君	高橋雄之助君	鬼丸 勝之君	杉原 一雄君	達田 龍彦君	鶴岡 哲夫君	野上 元君
宮崎 正雄君	山内 一郎君	佐田 一郎君	内田 芳郎君	丸茂 重貞君	小野 明君	千葉千代世君	武内 五郎君
山本茂一郎君	中津井 真君	園田 清充君	土屋 義彦君	森 勝治君	鈴木 力君	森中 守義君	近藤 信一君
佐藤 隆君	内藤蒼三郎君	大森 久司君	高橋文五郎君	中村 波男君	温水 三郎君	横川 正市君	鈴木 強君
任田 新治君	小林 章君	岩動 道行君	和田 鶴一君	川上 為治君	櫻井 志郎君	阿具根 登君	久保 等君
黒木 利克君	楠 正俊君	岡本 悟君	鹿島 俊雄君	小林 武君	松本 賢一君	森 元治郎君	中村 英男君
奥村 悦造君	船田 謙君	北畠 教真君	長谷川 仁君	佐野 芳雄君	林 虎雄君	岡 三郎君	羽生 三七君
大竹平八郎君	金丸 富夫君	柴田 栄君	米田 正文君	田口長治郎君	森 八三一君	亀田 得治君	占部 秀男君
谷口 慶吉君	井川 伊平君	山本 杉君	田中 茂穂君	三木與吉郎君	松永 忠二君	成瀬 婚治君	足鹿 覺君

國務大臣

木村 禮八郎君 藤原 道子君
松澤 兼人君 加藤 シヅエ君

法務大臣 西郷 吉之助君

厚生大臣 斎藤 昇君

郵政大臣 河本 敏夫君

自治大臣 野田 武夫君

國務大臣 有田 喜一君

國務大臣 床次 徳二君

政府委員

大蔵政務次官 沢田 一精君

通商産業政務次官 植木 光教君

〔参照〕

十二月二十日は、會議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第四号

昭和四十三年十二月二十日

午前十時開議

第一 日本放送協會昭和四十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第二号(その二)中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三 二 終わり
から 学内

学外

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三 四 二 個有

固有

四 二 終わり
から いわゆる

いわゆる

四 三 一 四 おきまて
一 五 八兆六百億円

おきまして
九兆六百億円

昭和四十三年十二月二十一日 参議院會議録第四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円 (送料別)
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(大代)